

物価高騰対策重点支援給付金のご案内

物価高騰等により、特に家計への影響が大きい住民税均等割非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

●支給額 1世帯あたり 7万円

- 支給対象 ①基準日(令和5年12月1日)に南越前町に住民登録があること
②世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税であること
③世帯全員が令和5年度住民税課税者に扶養されている者でないこと
④世帯に租税条約に基づく住民税課税免除を受けている者がいないこと

●申請方法

対象と思われる世帯については12月18日に確認書を送付しています。確認書の内容を確認のうえ、必要事項を記入しご返信ください。

世帯の中に令和5年1月2日以降に南越前町に転入した方がいる場合、給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料と一緒にご提出ください。

また令和5年12月以降に住民税の修正申告等により、課税から非課税になった場合も申請が必要です。

※申請書は保健福祉課、今庄事務所、河野事務所にあります。町ホームページからもダウンロードいただけます。

●申請期限 令和6年2月29日(木) ※当日消印有効

●その他 本給付金は差押禁止および非課税の対象となります。

給付金に便乗した詐欺にご注意ください。

- ・手続きに現金自動預払機(ATM)は、絶対に使用しません。
- ・町、警察などが手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。
- ・町、警察などがキャッシュカードをお預かりしたり、暗証番号をお尋ねしたりすることは、絶対にありません。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

12歳以上の新型コロナワクチンについて

第一三共社のワクチン(ダイチロナ)が選択できるようになりました。

接種会場 町が指定する医療機関

予約先 TEL 0778-47-3012 (コロナワクチン専用)

接種日 予約後に、調整させていただきます。

自己負担 無料

接種券 お手元にある、未使用の接種券が使用可能です。

※紛失、転入等で接種券が手元にない方は、TEL 0778-47-3012 (コロナワクチン専用) にお電話ください。

ファイザー社またはモデルナ社のワクチンは、令和6年3月末まで、町内医療機関で接種が可能です。医療機関に直接ご予約ください。

※医療機関や時期により取扱うワクチンの種類が異なります

65歳以上の方や基礎疾患がある方など、重症化リスクが高い方は接種が推奨されていますので、接種を希望される方はお早めにご検討ください。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007 または コロナワクチン専用 TEL 0778-47-3012

福井県内の特定最低賃金のお知らせ

繊維機械、金属加工機械製造業の特定最低賃金が令和5年12月24日から933円に改正されました。

※これ以外の業種は、福井県最低賃金931円が適用されます。

■問合せ 福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776-22-2691